

## 有隣病院医療安全管理委員会規約

### (設置)

第1条 有隣病院における医療安全管理のため、医療安全管理委員会（以下委員会）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、医療安全管理対策について職員に周知徹底し、医療事故が発生した場合の報告と対応、院内の医療安全管理に関する職員研修を行う。

### (審議事項)

第3条 医療安全管理委員会の下部組織として医療安全管理者会議を設置し、医療安全管理者会議は、次に挙げる事項を審議する。医療安全管理者会議が審議した内容を委員会が検討承認する。

1. 医療安全管理の検討及び推進に関する事
2. 院内で発生した医療事故またはインシデントに関する事
3. 医療安全管理マニュアルに関する事
4. その他の医療事故の防止に関する事
5. 院内ラウンドを企画し実行（リスクマネジメント委員会）し、院内の安全状況について把握し、適宜検討改善する。

### (組織)

第4条 委員会は、次の職員を委員構成とする。

1. 病院長、看護部長、各部署長をもって構成する。
2. 委員長は院長の任命により選任する。

### (委員長の職務)

第5条

1. 委員長は委員会に関する一切の事項を総括する。
2. 委員長は委員会を招集してその議長を務める。

### (委員会の任務)

第6条 医療安全管理委員会は主として以下の任務を負い、医療安全管理者会議へ指示命令する。

1. 医療事故防止策の検討及び研究を行う。
2. 医療事故の分析及び再発防止策の検討を行う。
3. 医療事故防止のための職員に対する指示を行う。
4. 医療事故発生防止のための啓発、広報を行う。
5. その他医療事故の防止に関する事。

### (委員会の開催)

第6条

1. 委員会は、原則として毎月一回開催する。
2. 委員長が必要と認めた時は、臨時の委員会を開催する。

(医療事故対応)

#### 第7条

1. 委員会は、医療事故の報告を受けた時は再発防止の観点から速やかに事故原因を調査研究するため、指定の書式を提出させその対応にあたる。
2. 委員会は、医療事故の大小を問わず職員に報告書を提出させる。

(インシデント対応)

#### 第8条

1. 各所属長に提出されたインシデント報告書は、事務長、看護部長、院長、経由し、委員会に提出され、委員会で速やかに検討して、事故防止を職員に徹底する。
2. 委員会は、職員が事故に関するインシデントを報告したことで不利益を受けないように配慮する。

(医療安全管理マニュアル)

#### 第9条 医療安全管理マニュアルを管理し随時改定する。

(情報の取り扱い)

#### 第10条

1. 委員会の委員は、その職務に関して知り得た情報のうち、一般的な医療事故防止以外の物は、委員会の許可なく第三者に公開してはならない。
2. 委員会の委員は、患者及び職員のプライバシーを尊重しなければならない。

#### 附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

平成22年4月1日 一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年5月1日一部改正

平成26年7月1日一部改正

平成29年5月1日一部改正

平成30年10月1日一部改正

令和2年 4月1日一部改正

2022年5月1日一部改正